

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年10月23日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2400342号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2400075号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和60年6月30日から同年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

昭和60年6月30日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年6月30日から同年7月1日まで

私は、A社に昭和60年6月30日まで継続して勤務していたが、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が同年6月30日と記録されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

同僚照会における複数の者の回答により、請求者が請求期間においてA社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、昭和60年6月30日とされている。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿により、上述の請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出(以下「喪失届」という。)は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和60年6月30日より後の同年9月11日に受付されていることが確認できる上、請求者と同日に被保険者資格を喪失している22人の喪失届の受付年月日も同年9月11日であることが確認できる。

また、上記照会における複数の者の回答により、請求期間において、A社には5人以上の従業員が勤務しており、当該期間当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められることから、同社が昭和60年6月30日に適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、A社の社会保険事務を委託されていた社会保険労務士は、「当時、社会保険料の滞納

があったため、社会保険事務所(当時)から全喪日について指示があったように記憶している。」と回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、請求者について、昭和60年6月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を同年7月1日とすることが妥当である。

また、請求者の昭和60年6月における標準報酬月額については、請求者に係る資格喪失処理前の同年6月の厚生年金保険の記録から、9万8,000円とすることが必要である。